

### 3 道内出身の元ハンセン病患者等の証言

#### (1) 聞き取りにあたっての方針

検証会議では、検証作業を進めるにあたり、「できるだけ多くの本道出身の元患者の方から、お話をお聞きし、過去の隔離などの実態について検証を加える。」という方針を踏まえ、議論を重ねて次の項目を基本に聞き取りを行うこととした。

なお、聞き取り項目をあらかじめ決めて、元患者の方などからお話を聞くことは、インタビューアからの誘導により偏った内容になることも危惧されるが、聞き取り結果に検証を加えるためには、一定程度の統一的な質問が必要であることから、必要最低限の聞き取り項目を定めることとした。

また、相手方から聞き取りの同意を得ることや、証言できないと言われた場合については、そのことを深く聞かない、聞き取り結果については目的外使用を行わないなどの基本的な留意事項については、あらかじめ説明し、十分理解を得た上で聞き取りを行った。

#### ※聞き取り項目

|                 |  |
|-----------------|--|
| ① 隔離前の生活の様子     | ・ 家族の構成や生計の状況<br>・ 発症時の状況                    |
| ② 隔離時の状況        | ・ 判定に係る診察の状況<br>・ 療養所までの搬送の状況<br>・ 療養所入所時の状況 |
| ③ 療養所内での生活などの様子 | ・ 居住地域の状況<br>・ 療養所内での家族の状況<br>・ 療養所での治療の状況   |
| ④ 現在の思い、故郷への思い  |  |
| ⑤ その他           |  |

#### (2) 聞き取りの実施

聞き取りにあたっては、基本的には、検証会議のワーキンググループの弁護士が中心になり、元患者の方々と交流を重ねてきている支援団体のメンバーと一緒に同行し、複数体制で実施した。

聞き取りは、7月中旬の「長島愛生園」から、11月中旬の松丘保養園まで、4ヶ月間で18名の元患者と4名の家族からお話を伺うことができた。

聞き取り作業は、元患者の平均年齢が80歳を超える中、当初、想定していたより時間を要した。

既に亡くなられた方の貴重な情報についても家族から聞き取ることができたものがある。

しかし、病氣療養中のため、お話を聞けなかった方や過去にすでに証言しており今回は証言を辞退された方などもいた。

また、前年度、札幌弁護士会が主催したハンセン病関係の市民集会で道内在住の元

患者家族が話された証言については、ご本人の了解を得て、検証会議の資料とさせていただきます。

なお、聞き取った内容の中には、ご本人の記憶違いや誤解などが混在しているものも見受けられたものの、その真偽の確認が困難な場合も多いことから、ご本人が何を伝えたいかということに重きを置き、原則、その真偽の詳細について、さらに裏付けをとるなどの確認は敢えて行わなかった。

※聞き取り対象者と聞き取り結果

| 区 分   | 道民会員数 | 聞 取 実 施 |       |    |
|-------|-------|---------|-------|----|
|       |       | 本人から    | 関係者から | 計  |
| 松丘保養園 | 19    | 10      | 2     | 12 |
| 駿河療養所 | 1     | 2       |       | 2  |
| 東北新生園 | 6     | 0       |       | 0  |
| 多磨全生園 | 4     | 1       |       | 1  |
| 栗生楽泉園 | 4     | 4       | 1     | 5  |
| 長島愛生園 | 1     | 1       |       | 1  |
| 菊池恵楓園 |       |         | 1     | 1  |
| 計     | 35    | 18      | 4     | 22 |

### (3) 聞き取りの概要

#### ア 隔離前の生活の様子

聞き取りの中では、父母や兄弟もハンセン病に感染、発症していたというケースが半数を占めており、家庭生活の中で、幼少時に感染、発症することが多かったものと推測される。

また、親と一緒に入所したが本人は感染していなかったという証言や、他の病気なのに誤診で入所させられた可能性があるなどの証言があった。

発症年齢については、幼少児や学生など若い時期に発症したとのケースが半数以上となっているほか、成人してから発症し、その時は、すでに結婚していたり子どもを持っていた方もいた。

さらに発症時の状況については、皮膚に斑点が出たり、手足の麻痺などの自覚症状があり、受診した医療機関から告知された方、医療機関からの通報により保健所から告知された方が多いほか、身内に感染者がいた方の場合、家族から知らされて自覚したとの証言もあった。

このほか、「肺病はきれいなままだが死んでしまう。らい病は死なないが見えるところがただれていってしまうもん。」と家族が嘆いていたとの証言もあった。当時のハンセン病観を窺い知ることができる。

#### イ 隔離時の状況

今回、聞き取りを行った方の多くは、強制隔離によりハンセン病の根絶を目的とする「癩豫防法」が施行されていた時期に収容された方で、特に、戦後の昭和20年（1945）から昭和26年（1951）の間に入所されている方が多かった。

隔離時の状況としては、ハンセン病と診断した医療機関からの通報に基づき保健所からの勧奨により入所したとの証言が多かったが、近隣などからの通報により、家とその周辺に警察や保健所職員が巡回していたとの証言が3件あり、近隣住民に対し患者発生家庭の存在を知らしめるため、頻繁に保健所職員が消毒等を行った結果、「周囲の目を意識し、入所せざるを得ない状況になった」など、強制隔離の一端が窺える証言もあった。

また、地域において、村八分やいじめにあったという方もおり、「学童期に発症を疑われ、気づかれると考え家に閉じこもった。」「周囲の目が気になり銭湯も明るうちにはいけなかった。」「店に買い物にも行けずバスに乗り遠くの町まで行って日用品などの買い物をしなければならない状態になった。」など、世間から隠れるような生活を送っていたり、さらには「何度も自殺を考えた。」という極めて深刻な証言もあった。

なお、家族が感染、発症している場合などには、その家族からの勧めがあり、自主的に療養所に入所したという方もいた。

※聞き取りした元患者の療養所入所年

| ～昭和20年<br>(戦前) | ～昭和26年<br>(らい予防法改正前) | ～昭和28年<br>(らい予防法改正前) | 昭和28年～<br>(らい予防法改正後) | 計   |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----|
| 3名             | 13名                  | 2名                   | 4名                   | 22名 |

※主な入所の経緯

| 行政機関職員<br>から勧奨 | 医療機関医師<br>から勧奨 | 家族から勧奨 | その他* | 計   |
|----------------|----------------|--------|------|-----|
| 6名             | 6名             | 6名     | 4名   | 22名 |

\*その他には、家族からの聞き取りにより把握されていない事例を含む。

#### (7) 療養所までの搬送の状況

入所にあたっては、11名が保健所や道の職員などの同行・監視のもとに、鉄道を基本に函館市まで行ったとのことであり、また最寄りの鉄道までの間については、保健所の金網付きのトラックで搬送されたという証言があった。

鉄道では、「お召し列車」と呼ばれる貸し切りの一般貨物車両に乗車している場合が多く、中には軍馬用の貨物車に閉じこめられ、目的地までの間、「排泄の用を足すためであっても車両から一步も出られなかった」との証言もあった。

函館から青森市までの間は、当時の青函連絡船で搬送されているが、感染防止のためか船底の中で青森港まで搬送されているほか、連絡船下船後、「頭から消

毒されて衣服が真っ白になった。」との証言もあった。

その一方で、9名もの方が、自ら療養所へ赴き療養所での診断を受け、入所したと証言されているが、さらに詳しく伺うと、この9名の内7名もの方が、肉親のいずれかにハンセン病患者がいたとのことであり、周囲の対応や病気に関する情報を受けて診断を受けていた可能性がある。

また、その7名の内2名の方は、「幼少時には感染を確認できていなかったが、親が療養所に入所した時に一緒に入所その後、発症した。」との証言であった。

#### (イ) 療養所入所時の状況

入所時の診察や検査等では、療養所の職員から「間仕切りもない処置室で院長から『素っ裸になれ』と言われた」、「手荷物を全て没収され抗議をすると『らいのくせに』と言われた」、「不自由舎の入所者を『座敷豚』と呼んでいた」など、極めて高圧的で蔑視した非人道的な対応を受けたという証言が多かった。

入所者の中には、ハンセン病に感染していない方もいたとの証言があるが、入所時の検査で異常なしとの結果が出たが、故郷に帰ってからの生活を考えると、結局、帰ることができなかったという方や差別を恐れて感染していない家族も入所してしまったりしたケースもあった。

また、症状が似ている梅毒をハンセン病と誤診されたケースもあるとのことであった。

### ウ 療養所内での生活などの様子

#### (ア) 療養所での氏名

療養所での名前については、出身地や親族等の身元がわかることで、家族、親族や地域までも差別されるという思いなどから、本名を名乗ることを自ら拒否したり、職員に名前を変えるよう言われたなどにより、多くの方が複数の名前を持っていたり、今も本名とは異なる名前で生活している方が多い。

#### (イ) 居住の状況

各療養所で呼称は異なるが、居住部屋は男女別に、不自由舎、一般舎、健康舎などに分かれており、症状に応じ入居するが、いずれも大部屋で、12畳に4人、30畳に12人など、大勢が雑居するという極めて劣悪な環境での生活、療養を余儀なくされていた。

療養所で結婚された方は、夫婦舎に入居することになるが、「空き室が無く順番待ち」ということも多く、それまでは「10畳に2組」、「30畳で4組」など十分な間仕切りもない状況で、「プライバシーが無く気を抜けない生活で辛かった」と話されている。昭和40年代以降、居室の個室化など居住環境の改善が、徐々に進んでいったとのことである。

家族で入所された方では、親子がそれぞれ夫婦舎、男女独身舎と分かれての生活を強いられたとの証言があった。

#### (ウ) 結婚の状況

今回聞き取りに協力いただいた方の多くは、入所前は独身で、入所後に結婚されている。結婚のきっかけについては、知人の紹介や所内行事、あるいは文通な

どで知り合ったという証言もあったが、療養所の自治会が婚姻の相手方を選定したとの証言もあった。

また、多くの療養所においては、結婚を認める条件として断種手術を強制していたとのことであり、その時の心境については、不本意ながら同意した、と現在では極めて控えめな言葉で語られていた方もいるが、当時の心境は想像を絶する。

ハンセン病患者を断種、中絶手術の対象と法律に明記した「優生保護法」が制定されたのは、昭和23年(1948)であり、戦後も法律のもとで、断種が強要されつづけていたことがわかる。

一方で、昭和25年(1950)頃の栗生楽泉園は、目が不自由で育児困難な人を除き、強制的な断種手術は行われていなかったとの証言があるなど、各療養所で断種に対する考え方や取扱いについては、大きく異なっていた可能性はある。

また、看護学校を併設する療養所の中には、看護学生が断種手術を当然の要に見学していたとの証言もあった。

なお、この断種について、根拠法令とされている昭和23年(1948)制定の「優生保護法」の施行以前に結婚された2名の方に確認したところ、1名の方が、断種が婚姻の条件とされていたことから、断種せざるを得なかったとの証言があった。

入所前に既に結婚されていた方は6名で、そのうち3名の方は入所後数年の間で離婚し、家族とも離別していたが、その後、療養所内で再婚された方もいた。

離婚や家族との離別については、非人道的な隔離収容による取り返しのつかない悲劇であり、聞き取りでも、半世紀以上たった今も、鮮明に記憶に残り、辛く哀しく甦るとの証言がなされている。

#### (イ) 重監房の状況

栗生楽生園において、昭和13年(1938)に設置され9年間使用された「重監房」について証言された方がいた。

逃走防止のための「重監房」は、外気がそのまま入ってくる構造で、電気も暖房もなかったため、冬は猛烈な寒さとなり凍死する人も多かった。全国の療養所では、「草津送り」は脅迫文句であり、栗生楽生園は刑務所のように恐れられていたとのことである。

記録では、収容されたのは92名、そのうち凍死、餓死が22名、死因不明が35、6名だが、実際にはもっと多くの犠牲者がいたものと思われる。

#### (ロ) 家族との交流の状況

入所者の立場からは、多くの方が生家には帰れないと話されており、帰省しても近所の目を意識し、家で隠れているだけなら戻らないとの証言が多く、家族との交流は療養所での面会が中心であった。「両親の葬儀を機に帰省したが、結局欠席せざるを得なかった、そのことが今でも心残り」と話された方もいた。

なお、今回の聞き取りでは、子どもを残して入所された方の半数が入所後離婚されているが、その後は双方再婚するなどの理由により家族との交流が絶たれており、成人するまで親が療養所に入っていたことを知らずにいた子どもが「自分



栗生楽泉園重監房跡

で親の所在を探し当てた」という証言もあった。

残された家族については、四散した家族、結婚が破談した家族、その地域で働けなくなった家族など、療養所への入所が残された家族の生活に悲劇をもたらした場合が多く、面会の際に家族から「あんただけ苦労しているんでないよ。」と言われたという証言もあった。

また、多くの方々は、兄弟姉妹や子どもなどの婚姻相手に身内に元ハンセン病患者がいることを伏せていると述べておられた。

#### (カ) 作業の状況

療養所内の作業については、昭和28年（1953）のらい予防法施行前後を境に事情は異なっている。

今回聞き取りに協力いただいた方々の多くが、昭和28年以前に入所されていた方々であることから、重症で不自由舎に入所されていた方を除き、本来、療養すべき立場である者が重病人の看護や介護、園内作業などの業務を低賃金で強制されていたとの証言が多かった。

看護作業では、入所者の包帯交換という作業があり、再利用するために汚れた包帯の洗濯や短い包帯を繋ぎ合せたりしており、特に患部を覆う包帯には医薬品などの不足によりウジ虫が付着しており、それらを除去した上で、これらの作業が繰り返されていた。

また、患部にあてるガーゼについても洗濯し再利用していたとの証言もあったほか、重症患者の体をぼろきれで拭いていたなど、当時の療養所における治療環境、療養環境は著しく不衛生な状況にあったものと思われる。

その他の仕事としては、食事の配膳、洋服の仕立て、家畜の世話などを経験したという証言があった。

これらの作業は、新法施行後においても続けられてはいたが、それ以前に比べると、本人の意志が少しは尊重されるようになったとの証言もあり、新法になって、徐々に作業状況は改善されていったものと考えられる。

労働賃金については、療養所ごとに取扱いは異なるものの、入所者自治会の財源に充てられていたという証言もあるほか、中には、「自分で貯蓄して園内で戸建ての住宅を購入した」という証言もあった。

#### (キ) 学校の状況

幼児期から学童期の間に入所されていた人は、療養所内に設置されていた小学校、中学校に通学していたが、ほとんどの療養所の教員は、小、中学校ともに入所者の中から選ばれた代用教員であったとのことであり、昭和28年のらい予防法の施行前後から、ようやく正式な教員が赴任したとの証言があった。

高等学校については、全国の療養所で唯一長島愛生園に設置されており、入学可能な状況であった者のみが入学していたとのことである。

#### (ク) 治療の状況

療養所での治療については、明治時代から使われていた大風子油と昭和23～25年頃から各療養所で使用され始めたプロミンが主な治療薬であった。

大風子油は、その治療効果については定かでないと言われており、今回の聞き

取りでは、「顔の斑点が綺麗に治った」と言う方もいたが、「病気の進行を止めるには効かない」、「注射は激痛を伴う」などの証言が多かった。

プロミンは、ハンセン病治療における初めての化学療法薬であり、聞き取りでも昭和23～25年頃から使用されていたということである。

ハンセン病治療に飛躍的な発展をもたらしたもので、「劇的に効果があったという」方もいるが、反面、「強い副作用で猛烈な神経痛に襲われた。」などという証言も多かった。

また、入所前には、「お灸で神経痛を緩和した。」、「断食道場で絶食した。」など薬以外の治療法を試みた方もいたが、いずれも大きな効果はなかったとのことである。

#### (ケ) 入退所の状況

今回の聞き取りした方々の中では、療養所を退所して、社会復帰し、就職したり、結婚をされたりした方もいるが、その後、再び体調を崩し再入所された方もおられた。

#### エ 現在の思いなど

聞き取りした方々の現在の思いについて、項目ごとに主な証言内容を掲載する。



##### ○「らい予防法」について

- ・「他人に感染したことがほとんどないような感染力が非常に弱いハンセン病を、コレラや赤痢のような伝染病として扱い、療養所へ強制収容し、多くの人々を苦しめたことから考えてみても、ひどい法律であった」
- ・「法律による拘束という苦しみから解放され、やっと人間になれた」
- ・「廃止になるのがあまりにも遅かった」
- ・「施設が入所者を縛りつけていたことに反発し、昭和28年の「癩予防法改正闘争」に参加した」
- ・「肉体的には完治しても、心の中にあるハンセン病は死ぬまで治らない」

##### ○「熊本地裁判決」について

- ・「自分たちの問題は放置しておいてほしかったが本当のことが伝わり良かった」
- ・「国の責任を認めた判決には素直にうれしかった」
- ・「弁護士に訴訟への参加を勧められたが、参加すると療養所にいられなくなるのではと考えていた」
- ・「判決を聞いていろいろ考えたが、もう年をとっていたので園の外で生活する気にはならなかった」

○ 行政の責任について

- ・「強制収容により家庭崩壊した人や自分や、家族の人生が国に奪われてしまった人がたくさんいる。補償金では何もならない」
- ・「国や道は、患者の子ども、家族には何もしてくれない、精神的な苦しみをもっと真剣に考えてほしい。」
- ・「お骨を故郷に持って帰ってお墓を造っても国や都道府県は来ない、療養所だと頻繁に来るのは納得いかない。」
- ・「過去には辛いことがたくさんあったが、すでに終わった話で今となっては特に恨みはなく運命と思う。」
- ・「自分が感染したのは誰のせいでもない。あまり考えないようにしている。」

○ 療養所の生活について

- ・「長い間の隔離生活で社会とのつながりを拒絶してしまう。人の目を意識する」
- ・「療養所に来てからもう半世紀が経過し園の人となってしまった」
- ・「もし療養所がなかったら、自分一人で働きながらやっていくことはできなかった。そのことを考えると悪いことばかりでない」
- ・「私が療養所に入ったおかげで子どもたちに病気がうつらなかったことはありがたく思う」
- ・「道民会の皆さんと仲良くしてもらっている。」
- ・「レクリエーションで外に出る回数も増え、買い物などを楽しんでいる。」
- ・「現在の治療体制は満足している。」
- ・「入所者がだんだん少なくなっていくので、療養所が今後どうなっていくのか不安である」

○ 「道の里帰り事業」について

- ・「里帰りでき感謝している」
- ・「過去には歩ける人だけ来いという感じだった」
- ・「昼間誰もいない藻岩山で半日放置され、人目につかないようにしていたのでは」

○ 「道の検証作業」について

- ・「検証結果に期待している」
- ・「この10年間で多くの道内出身者が亡くなっている。あと5年でも10年でも早ければ、もっとたくさんの証言が得られた」

こうした元患者の方々の発言には、長く苦しみを体験してきた人々が、どのような過去を生きてきたのかを伝えており、怒りや悲しみ喜びあるいは諦めを含めて私たちの日常生活のあらゆる感情が表現されている。こうした一つ一つの言葉に思いを受け止め、忘れられない日々を共有していくことが私たちにとっての最大の責務といえる。